

新旧対照表

別紙6-17

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
II 記載要領及び留意事項 関 稅 法 関 係	II 記載要領及び留意事項 関 稅 法 関 係
輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用） (C-5020)	輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用） (C-5020)
I 輸入申告書等記載要領の共通事項 (省略)	I 輸入申告書等記載要領の共通事項 (同左)
II 輸入（納税）申告書の記載要領 <申告書上段の記載要領> (省略) <申告書の中段のうち、関税に関する欄の記載要領> (省略) <申告書中段のうち、内国消費税等に関する欄（△印のある欄）の記載要領> 「[酒][石][消][地]」の欄には、課税物品に適用されるそれぞれの法律の区分（例えば、酒税法の場合[酒]、石油石炭税法の場合[石]、消費税法の場合[消]、地方税法の場合[地]）右の枠内に×印を記入する。また、同欄の予備枠は、たばこ税法及び一般会計における債務の承認等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（以下「一般承継財確法」という。）、揮発油税法及び地方揮発油税法並びに石油ガス税法の表示欄として使用することとし、たばこ税法及び一般	II 輸入（納税）申告書の記載要領 <申告書上段の記載要領> (同左) <申告書の中段のうち、関税に関する欄の記載要領> (同左) <申告書中段のうち、内国消費税等に関する欄（△印のある欄）の記載要領> 「[酒][石][消][地]」の欄には、課税物品に適用されるそれぞれの法律の区分（例えば、酒税法の場合[酒]、石油石炭税法の場合[石]、消費税法の場合[消]、地方税法の場合[地]）右の枠内に×印を記入する。また、同欄の予備枠は、たばこ税法及び一般会計における債務の承認等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（以下「一般承継財確法」という。）、揮発油税法及び地方揮発油税法並びに石油ガス税法の表示欄として使用することとし、たばこ税法及び一

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>承継財確法が適用される場合は た [] 、揮発油税法及び地方揮発油税法が適用される場合は 揮 [] 、石油ガス税法の場合 ガ [] と記載した上、その右の枠内に×印を記入する。</p> <p>なお、内国消費税（消費税を除く。）が申告されず、消費税及び地方消費税のみが申告される場合には、消費税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の上欄に、地方消費税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の中欄に記載する。</p> <p>また、内国消費税（消費税を除く。）が申告される場合には、当該内国消費税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の上欄に、消費税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の中欄に、地方消費税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の下欄に記載する。</p> <p>さらに、石油石炭税と揮発油税及び地方揮発油税とが同時に申告される場合には、石油石炭税に係る申告事項は関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の上欄に、揮発油税及び地方揮発油税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の中欄に、消費税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の下欄に、地方消費税に係る申告事項（関税に関する申告事項と共に通する事項を除く。）は、関税に係る欄の次の欄の白抜き部分に×印を記入した上、同欄の内国消費税等に関する欄の上欄に記載する。</p> <p>「単位」欄には、課税物品が従価物品のときは引取数量の単位を、従量物品のときは課税標準数量の単位を記載する。</p> <p>「正味数量」欄には、上記「単位」欄の単位により表示される数量を記載することとし、関税の「正味数量」の欄に記載された数量と同一となるときは省</p>	<p>般承継財確法が適用される場合は た [] 、揮発油税法及び地方揮発油税法が適用される場合は 揮 [] 、石油ガス税法の場合 ガ [] と記載した上、その右の枠内に×印を記入する。</p> <p>なお、内国消費税（消費税を除く。）が申告されず、消費税及び地方消費税のみが申告される場合には、消費税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の上欄に、地方消費税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の下欄に記載する。</p> <p>また、内国消費税（消費税を除く。）が申告される場合には、当該内国消費税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の上欄に、消費税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の下欄に、地方消費税に係る申告事項（関税に関する申告事項と共に通する事項を除く。）は、関税に係る欄の次の欄の白抜き部分に×印を記入した上、同欄の内国消費税等に関する欄の上欄に記載する。</p> <p>さらに、石油石炭税と揮発油税及び地方揮発油税とが同時に申告される場合には、石油石炭税に係る申告事項は関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の上欄に、揮発油税及び地方揮発油税に係る申告事項は、関税に係る欄と同一の内国消費税等に関する欄の下欄に、消費税及び地方消費税に係る申告事項（関税に関する申告事項と共に通する事項を除く。）は、関税に係る欄の次の欄の白抜き部分に×印を記入した上、同欄の内国消費税等に関する欄の上欄及び下欄にそれぞれ記載する。</p> <p>「単位」欄には、課税物品が従価物品のときは引取数量の単位を、従量物品のときは課税標準数量の単位を記載する。</p> <p>「正味数量」欄には、上記「単位」欄の単位により表示される数量を記載することとし、関税の「正味数量」の欄に記載された数量と同一となるときは省</p>

新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>略して差し支えない。ただし、課税物品が従量税品<u>であつて</u>引取数量と課税標準数量とが異なる場合（例えば、揮発油税法第8条第1項の規定による控除が<u>あつたとき</u>）には、「正味数量」の欄に控除後の課税標準数量を記載し、「内国消費税等課税標準額」欄の下部に控除数量を括弧書により記載する。</p> <p>なお、たばこ税及びたばこ特別税の場合、たばこ税法第10条第2項の表に掲げる製造たばこに<u>あつては</u>、それぞれの区分に応じ、同表に定める分量を<u>もつて</u>第1種の製造たばこに換算した本数を記載する。</p> <p>「内国消費税等課税標準額」欄には、価格を課税標準として課税されるものについてのみ邦価で記載する。</p> <p>「種別等・税率」欄には、種別等及び税率を記載させるものとし、同欄の上位に種別等、その下位に税率を記載する。</p> <p>「内国消費税額等税額」欄には、内国消費税額等税額又は減免税額を邦価で記載するものとし、その記載に当たっては、申告書中段の「関税額」欄の記載要領を準用する。</p> <p>「減免税条項適用区分」欄のうち、「輸□□□」の欄には、輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律が適用される場合は「輸□」の右の枠内に×印を記入する。</p> <p>また、同欄の予備枠は、その他の法律の表示欄として使用することとし、その記載に当たっては、上記</p> <p>「酒□石□消□地□□」の欄の記載要領を準用する。</p> <p>「条項号」欄には、適用法令の減免税に関する条、項及び号を記載する。</p> <p>なお、この場合、法律<u>によつて</u>物品及び適用要件が特定されていない場合には、「条項号」欄の下位余白に適用政令の条、項及び号を記載する。また、政令</p>	<p>略して差し支えない。ただし、課税物品が従量税品<u>であつて</u>引取数量と課税標準数量とが異なる場合（例えば、揮発油税法第8条第1項の規定による控除が<u>あつたとき</u>）には、「正味数量」の欄に控除後の課税標準数量を記載し、「内国消費税等課税標準額」欄の下部に控除数量を括弧書により記載する。</p> <p>なお、たばこ税及びたばこ特別税の場合、たばこ税法第10条第2項の表に掲げる製造たばこに<u>あつては</u>、それぞれの区分に応じ、同表に定める分量を<u>もつて</u>第1種の製造たばこに換算した本数を記載する。</p> <p>「内国消費税等課税標準額」欄には、価格を課税標準として課税されるものについてのみ邦価で記載する。</p> <p>「種別等・税率」欄には、種別等及び税率を記載させるものとし、同欄の上位に種別等、その下位に税率を記載する。</p> <p>「内国消費税額等税額」欄には、内国消費税額等税額又は減免税額を邦価で記載するものとし、その記載に当たっては、申告書中段の「関税額」欄の記載要領を準用する。</p> <p>「減免税条項適用区分」欄のうち、「輸□□□」の欄には、輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律が適用される場合は「輸□」の右の枠内に×印を記入する。</p> <p>また、同欄の予備枠は、その他の法律の表示欄として使用することとし、その記載に当たつては、上記</p> <p>「酒□石□消□地□□」の欄の記載要領を準用する。</p> <p>「条項号」欄には、適用法令の減免税に関する条、項及び号を記載する。</p> <p>なお、この場合、法律<u>によつて</u>物品及び適用要件が特定されていない場合には、「条項号」欄の下位余白に適用政令の条、項及び号を記載する。また、政令</p>

新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																
<p>によつても特定されていない場合には、便宜「※税関記入欄」に適用規則等を記載する。</p> <p>「税額合計」欄には、左欄に、各税目ごとの内国消費税等税額の合計額（ただし、合計額の100円未満は切り捨てる。）を記載し、右欄にその内国消費税（消費税を除く。）の税目名を、同欄の（ ）内に有税品の使用欄数を記載する。</p> <p><申告書下段の記載要領></p> <p>（省略）</p>	<p>によつても特定されていない場合には、便宜「※税関記入欄」に適用規則等を記載する。</p> <p>「税額合計」欄には、左欄に、各税目ごとの内国消費税等税額の合計額（ただし、合計額の100円未満は切り捨てる。）を記載し、右欄にその内国消費税（消費税を除く。）の税目名を、同欄の（ ）内に有税品の使用欄数を記載する。</p> <p><申告書下段の記載要領></p> <p>（同左）</p>																
<p>III その他輸入申告書等の記載要領等</p> <p><原料課税の適用を受ける貨物に係る製品の移出輸入申告又は総保出輸入申告の取扱い></p> <p>(1) 原料税の表示</p> <p>原料課税の適用を受ける貨物に係る製品の移出輸入申告書又は総保出輸入申告書には、その適宜の空欄に「原料課税」と明確に表示する。</p>	<p>III その他輸入申告書等の記載要領等</p> <p><原料課税の適用を受ける貨物に係る製品の移出輸入申告又は総保出輸入申告の取扱い></p> <p>(1) 原料税の表示</p> <p>原料課税の適用を受ける貨物に係る製品の移出輸入申告書又は総保出輸入申告書には、その適宜の空欄に「原料課税」と明確に表示する。</p>																
<p>(注) 記載例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">品 名</th> <th rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle; padding-bottom: 5px;">申告価格 (C I F)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">番 号</th> <th style="text-align: center;">統計細分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">△内国消費税等課税標準額</td> </tr> </tbody> </table>	品 名		申告価格 (C I F)	番 号	統計細分			△内国消費税等課税標準額	<p>(注) 記載例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">品 名</th> <th rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle; padding-bottom: 5px;">申告価格 (C I F)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">番 号</th> <th style="text-align: center;">統計細分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">△内国消費税等税額標準額</td> </tr> </tbody> </table>	品 名		申告価格 (C I F)	番 号	統計細分			△内国消費税等税額標準額
品 名		申告価格 (C I F)															
番 号	統計細分																
		△内国消費税等課税標準額															
品 名		申告価格 (C I F)															
番 号	統計細分																
		△内国消費税等税額標準額															

新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後										改正前										
[]			KL		164 652				千	円	[]			KL		164 652			千	円
[] 税表 細分											[] 税表 細分			KL		164 652				
Butane Sp. Gr. at 15°C 0.563											Butane Sp. Gr. at 15°C 0.563					164 652				
							酒	石	消	地						酒		石	消	地
																酒		石	消	地
							酒	石	消	地						酒		石	消	地
							酒	石	消	地						酒		石	消	地
[] 税表 細分			KL		138 617				千	円	[] 税表 細分			KL		138 617			千	円
Light Gasoline Sp. Gr. at 15°C 0.6731											Light Gasoline Sp. Gr. at 15°C 0.6731					酒		石	消	地
							酒	石	消	地						酒		石	消	地
							酒	石	消	地						酒		石	消	地
							酒	石	消	地						酒		石	消	地
[] 税表 細分			KL		421 434		1,756 千	557 円			[] 税表 細分			KL		421 434		1,756 千	557 円	
											(使用原料) khafji Crude Oil Sp. Gr. at 15°C 0.8700					酒		石	消	地
							酒	石	消	地						酒		石	消	地
							酒	石	消	地						酒		石	消	地
[] 税表 細分							酒	石	消	地						酒		石	消	地

新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後										改正前																																																	
(使用原料) khafji Crude Oil Sp. Gr. at 15°C 0.8700 原料 課 稅																																																											
<table border="1"> <tr> <td>酒</td><td>石</td><td>消</td><td></td><td></td><td>地</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>酒</td><td>石</td><td>消</td><td>—</td><td>—</td><td>地</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>酒</td><td>石</td><td>消</td><td></td><td></td><td>地</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>										酒	石	消			地					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	酒	石	消	—	—	地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	酒	石	消			地				
酒	石	消			地																																																						
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																																																		
酒	石	消	—	—	地	—	—	—	—																																																		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																																																		
酒	石	消			地																																																						
(2) 及び(3)										(2) 及び(3)																																																	
(省略)										(同左)																																																	
輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知書（C-5656）										輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知書（C-5656）																																																	
<u>各場合における様式の用途上不要な以下の文字は、2本の線で消し込んで使用する。</u>										<u>(新規)</u>																																																	
(1) <u>輸出差止申立書を受理した場合</u> 「・更新」及び「なお、「輸出（積戻し）差止申立て書（権利・品目・侵害理由追加）」による申立ての場合は、当該申立て書に記載された「当初申立て書整理No」により管理されます。」の文字																																																											
(2) <u>輸出差止申立書（権利・品目・侵害理由追加）を受理した場合</u> 「・更新」の文字																																																											
(3) <u>輸出差止申立更新申請書を受理した場合</u> 「なお、「輸出差止申立書（権利・品目・侵害理由追加）」による申立ての場合は、当該申立て書に記載された「当初申立て書整理No」により管理されます。」の文字																																																											

新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>輸入差止申立て・更新受理通知書（C-5856）</p> <p><u>各場合における様式の用途上不要な以下の文字は、2本の線で消し込んで使用する。</u></p> <p>(1) <u>輸入差止申立書を受理した場合</u> <u>「・更新」及び「なお、「輸入差止申立書（権利・品目・侵害理由追加）」による申立ての場合は、当該申立書に記載された「当初申立書整理No」により管理されます。」の文字</u></p> <p>(2) <u>輸入差止申立書（権利・品目・侵害理由追加）を受理した場合</u> <u>「・更新」の文字</u></p> <p>(3) <u>輸入差止申立更新申請書を受理した場合</u> <u>「なお、「輸入差止申立書（権利・品目・侵害理由追加）」による申立ての場合は、当該申立書に記載された「当初申立書整理No」により管理されます。」の文字</u></p>	<p>輸入差止申立て・更新受理通知書（C-5856）</p> <p><u>(新規)</u></p>